



長野県報

12月24日(木)
平成27年
(2015年)
第2736号

目次

規 則

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（情報政策課）	2
長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報政策課）	22
住民基本台帳法に基づく知事保存本人確認情報の提供方法を定める規則（市町村課）	22
長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（情報公開・法務課）	22
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（こども・家庭課）	23
身体障害者福祉法施行細則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則（地域福祉課、障がい者支援課）	24
教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（教育政策課）	25
教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（教育政策課）	26
没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（生活環境課）	26

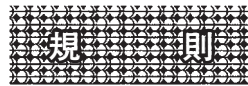
告 示

保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	26
保安林予定森林（森林づくり推進課）	27
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	27
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	27
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	28
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	28
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	28
議会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部改正（総務課）	28
議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正（総務課）	29

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	29
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（3件）（産業政策課サービス産業振興室）	30
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	31
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施（建築住宅課）	31
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	32
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	32
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施（東北信運転免許課）	33
特定調達契約に係る一般競争入札（情報管理課）	35

正誤（障がい者支援課）	36
-------------	----



個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則をここに公布します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第57号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年長野県条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条の規則で定める者及び事務)

第2条 条例第3条の規則で定める者は、別表第1の左欄に定める者とし、同条の規則で定める事務は、同表の左欄に定める者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める事務とする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第3条 条例別表第1の規則で定める事務は、別表第2の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)

第4条 条例別表第2の規則で定める事務は、別表第3の左欄に掲げる事務の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める事務とし、条例別表第2の規則で定める特定個人情報は、別表第3の中欄に定める事務の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

(条例別表第3の規則で定める事務及び特定個人情報)

第5条 条例別表第3の規則で定める事務は、別表第4の左欄に掲げる事務の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める事務とし、条例別表第3の規則で定める特定個人情報は、別表第4の中欄に定める事務の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、条例附則第2項の規定により読み替えて適用する条例第2条第3項に規定する規則で定める事務は、附則別表の左欄に掲げる知事又は教育委員会が行う同表の中欄に定める事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報は、同表の中欄に定める事務の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

(附則別表)

左 欄	中 欄	右 欄
1 知事	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項の里親の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者に係る道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）又は市町村民税（同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報
		イ 当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
	(2) 児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

2 知事	(1) 児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第2項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この項において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第1項第2号のイの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この項において同じ。）に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
		イ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）
		ウ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	ア 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報
		イ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ウ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報		
(3) 児童福祉法第19条の6第1項の医療費支給認定の取消しに関する事務	当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	
(4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の9第3項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う医療費支給認定保護者（児童福祉法第19条の3第7項の医療費支給認定保護者をいう。以下この項において同じ。）又は当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等に係る住民票に記載された住民票関係情報	
(5) 児童福祉法施行規則第7条の23第1項の医療受給者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う医療費支給認定保護者又は当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等に係る住民票に記載された住民票関係情報	
3 知事	児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
		イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

4 知事	(1) 児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務	ア 児童福祉法第27条第1項第3号の措置に係る児童（以下この項において「措置児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
		イ 措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第27条第1項第3号の措置に関する情報
		ウ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報
		エ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
		オ 措置児童に係る児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報
		カ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
		キ 措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
		ク 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		ケ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
		コ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
サ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報		
シ 措置児童の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報		
(2) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第5号に係る部分に限る。）	ア 児童福祉法第20条第1項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報	

		<p>イ 児童福祉法第20条第1項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
		<p>ウ 児童福祉法第20条第1項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>
<p>(3) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第6号及び第6号の3に係る部分に限る。）</p>		<p>ア 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この項において「保護児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報</p>
		<p>イ 保護児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第27条第1項第3号の措置に関する情報</p>
		<p>ウ 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報</p>
		<p>エ 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報</p>
		<p>オ 児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この項において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報</p>
		<p>カ 保護児童の扶養義務者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p>
		<p>キ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
		<p>ク 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報</p>
		<p>ケ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童と同一の世帯に属する扶養義務者に係る市町村民税に関する情報</p>
		<p>コ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>
		<p>サ 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>

		シ 保護児童の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
	(4) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第7号及び第7号の2に係る部分に限る。）	(1)のアからシまでに定める情報
	(5) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第7号の3に係る部分に限る。）	児童福祉法第33条の6の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を受ける義務教育終了児童等（同法第6条の3第1項の義務教育終了児童等をいう。）に係る市町村民税に関する情報
5 知事	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第28条の診察の通知に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請、通報若しくは届出のあった者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項若しくは第29条の2第1項の入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務	当該入院措置に係る精神障害者（以下この項において「措置入院者」という。）又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用の徴収に関する事務	ア 措置入院者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
		イ 措置入院者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
6 知事	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者に係る厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下この項において「平成13年統合法」という。）附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成13年統合法附則第2条第1項第1号の廃止前農林共済法による障害共済年金、平成13年統合法附則第16条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成13年統合法附則第2条第1項第5号の旧制度農林共済法による障害年金又は平成13年統合法附則第45条第1項の特例障害農林年金の支給に関する情報
		イ 当該申請を行う者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報
	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の都道府県知事の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る(1)のア及びイに定める情報
(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第9条の障害等級の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務		

7 知事	(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務	ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この項において「要保護者等」という。）に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報	
		イ 要保護者等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報	
		ウ 要保護者等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報	
		エ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報	
		オ 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報	
		カ 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報	
		キ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報	
		ク 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報	
		ケ 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報	
		コ 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	
		サ 要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	
		(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1)のAからサまでに定める情報
		(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務	
(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務			
(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務			

8 知事	地方税法第162条の自動車税の減免に関する事務	ア 納税義務者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		イ 納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
9 知事	(1) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する事務	ア 公営住宅法第2条第2号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この項において「公営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		イ 公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		ウ 公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		エ 公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 公営住宅法第16条第4項(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1)のアからエまでに定める情報及び公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
	(3) 公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	
	(4) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	
	(5) 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	
	(6) 公営住宅法第29条第1項の明渡しの請求に関する事務	(1)のアからエまでに定める情報
	(7) 公営住宅法第29条第7項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務	(1)のア、イ及びエに定める情報並びに公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
	(8) 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務	(1)のアからエまでに定める情報
	(9) 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務	(1)のア、イ及びエに定める情報並びに公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
	(10) 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務	

10 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第5条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者（以下この項において「保護者等」という。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
11 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務	学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
12 知事	(1) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 住宅地区改良法第2条第6項の改良住宅の入居者又は同居者（以下この項において「改良住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		イ 改良住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		ウ 改良住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
		エ 改良住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		オ 改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第19条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1)のアからオまでに定める情報
	(3) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	
	(4) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の明渡し請求に関する事務	(1)のアからウまで及びオに定める情報
	(5) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務	
(6) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第12条第1項の家賃の決定に関する事務	(1)のア、イ、エ及びオに定める情報	
(7) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第2項（旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1)のアからオまでに定める情報	

	(8) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第2項の割増賃料の徴収に関する事務	
	(9) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する旧公営住宅法第13条の2の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	
	(10) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の4前段のあっせん等に関する事務	(1)のア、イ、エ及びオに定める情報
13 知事	(1) 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	<p>ア 当該請求に係る児童（以下この項において「手当支給児童」という。）に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報</p> <p>イ 手当支給児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報</p> <p>ウ 手当支給児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>エ 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報</p> <p>オ 当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>カ 手当支給児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報</p> <p>キ 当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報</p>
	(2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	<p>ア 当該請求に係る児童（以下この項において「手当改定児童」という。）に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報</p> <p>イ 手当改定児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報</p> <p>ウ 手当改定児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>エ 手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>

		<p>オ 手当改定児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報</p> <p>カ 当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報</p>	
(3) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の2第1項又は第2項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務		当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	
(4) 児童扶養手当法施行規則第3条の4第1項から第3項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	ア	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	
	イ	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	
(5) 児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ア	当該届出に係る児童（以下この項において「現況届出児童」という。）に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	
	イ	現況届出児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報	
	ウ	現況届出児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	
	エ	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	
	オ	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	
	カ	現況届出児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報	
	キ	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	
	(6) 児童扶養手当法施行規則第4条の2の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務	ア	当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		イ	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

14 知事	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第1項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦に限る。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
	(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第2項の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第21条の特例児童扶養資金の貸付けを受けた者に限る。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
15 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条第1項、第31条の7第1項又は第33条第1項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
		イ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
		ウ 当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
16 知事	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
		ウ 当該申請を行う者に係る雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の教育訓練給付金の支給に関する情報
	(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
		ウ 当該申請を行う者に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
17 知事	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
		イ 当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第4条の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。18の項の(2)において同じ。）若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	

18 知事	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
		イ 当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第5条(同省令第16条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
	(3) 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和60年法律第34号第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
19 知事	(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下この項において「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務	ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは支給を受けていた者(以下この項において「要支援者等」という。)に係る医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による保険給付の支給に関する情報
		イ 要支援者等に係る雇用保険法第10条第1項の失業等給付の支給に関する情報
		ウ 要支援者等に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
		エ 要支援者等に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
		オ 要支援者等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
		カ 要支援者等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
		キ 要支援者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
		ク 要支援者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
	ケ 要支援者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報	

	<p>コ 要支援者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報</p> <p>サ 要支援者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>シ 要支援者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p> <p>ス 要支援者等に係る母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>セ 要支援者等に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報</p> <p>ソ 要支援者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>タ 要支援者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>チ 要支援者等に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報</p> <p>ツ 要支援者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報</p> <p>テ 要支援者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報</p> <p>ト 要支援者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>ナ 要支援者等に係る地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金又は同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報</p> <p>ニ 要支援者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>	<p>(1)のアからニまでに定める情報</p>
	<p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	

	<p>(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務</p>	
	<p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務</p>	
	<p>(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p>	
<p>20 知事</p>	<p>被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条第1項の被災者生活再建支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>
<p>21 知事</p>	<p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第1項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p>
	<p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p>
<p>22 知事</p>	<p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>ア 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>イ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>ウ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。(2)のウにおいて同じ。)に係る市町村民税に関する情報</p> <p>エ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児に係る住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務</p> <p>ア 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p>

		イ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		ウ 当該変更に係る障害者、障害児の保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報
		エ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
23 知事又は教育委員会	(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援法」という。)第4条の高等学校等就学支援金(同法第3条第1項の高等学校等就学支援金をいう。以下「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第2項の保護者をいう。以下この項において同じ。)に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報
	(2) 就学支援法第17条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該届出を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

(別表第1)(第2条関係)

左 欄	右 欄
1 私立の高等学校(中等教育学校の後期課程及び専修学校の高等課程を含む。)の設置者	私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付要綱(平成6年3月31日付け5広第361号総務部長通知。以下「私立高校授業料軽減補助金交付要綱」という。)の規定に基づく申請書の提出に関する事務
2 私立の高等学校等(就学支援法第2条に規定する高等学校等をいう。以下3の項において同じ。)の設置者	(1) 長野県私立高等学校等奨学給付金支給要綱(平成26年8月7日付け26私高第118号。以下「私立高校等奨学給付金支給要綱」という。)の規定に基づく申請書の提出に関する事務 (2) 私立高等学校等学び直し支援金交付要綱(平成27年3月3日付け26私高第313号県民文化部長通知。以下「私立高校等学び直し支援金交付要綱」という。)の規定に基づく申請書及び届出書の提出に関する事務
3 高等学校等(私立のもの及び県が設置するものを除く。)の設置者	(1) 長野県高校生等奨学給付金給付規程(平成26年6月2日付け26教高第153号。以下「高校生等奨学給付金給付規程」という。)の規定に基づく申請書の提出に関する事務 (2) 長野県公立高等学校学び直し支援金交付要綱(平成27年3月31日付け26教高第603号教育長通知。以下「公立高校学び直し支援金交付要綱」という。)の規定に基づく申請書及び届出書の提出に関する事務

(別表第2)(第3条関係)

左欄	右欄
1 条例別表第1の1の項の事務	私立高校授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
2 条例別表第1の2の項の事務	私立高校等奨学給付金支給要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
3 条例別表第1の3の項の事務	(1) 私立高校等学び直し支援金交付要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 私立高校等学び直し支援金交付要綱の規定に基づく収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
4 条例別表第1の4の項の事務	(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う当該者に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う当該者に対する職権による保護の変更に関する事務 (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 (5) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (6) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う当該者に対する徴収金の徴収を含む。)に関する事務
5 条例別表第1の5の項の事務	長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則(昭和52年長野県教育委員会規則第5号。以下「授業料等徴収規則」という。)第5条の規定による授業料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
6 条例別表第1の6の項の事務	高校生等奨学給付金給付規程の規定に基づく受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
7 条例別表第1の7の項の事務	(1) 公立高校学び直し支援金交付要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 公立高校学び直し支援金交付要綱の規定に基づく収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(別表第3)(第4条関係)

左欄	中欄	右欄
1 条例別表第2の1の項の事務	私立高校授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る生徒(私立高校授業料軽減補助金交付要綱に規定する生徒をいう。以下この項において同じ。)の保護者(私立高校授業料軽減補助金交付要綱に規定する保護者をいう。以下この項において同じ。)に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該申請に係る生徒又は当該者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報
2 条例別表第2の2の項の事務	私立高校等奨学給付金支給要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る保護者等(私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。)に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該申請に係る高校生等(私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する高校生等をいう。以下この項において同じ。)又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該申請に係る高校生等又は当該者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
		エ 当該申請に係る高校生等又は当該者の保護者等に係る生活保護法第19条第1項に準じて行う同法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に準ずる外国人(以下「外国人要保護者等」という。)に対する保護の実施、同法第24条第1項に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の変更、同法第25条第1項に準じて行う外国人要保護者等に対する職権による保護の開始若しくは同条第2項に準じて行う外国人要保護者等に対する職権による保護の変更又は同法第26条に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)
3 条例別表第2の3の項の事務	(1) 私立高校等学び直し支援金交付要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者の保護者等(私立高校等学び直し支援金交付要綱に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。)に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報
	(2) 私立高校等学び直し支援金交付要綱の規定に基づく収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該届出を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

4 条例別表第2の4の項の事務	(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務	ア 外国人要保護者等に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
		イ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
		ウ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
		エ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
		オ 外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
		カ 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
		キ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
		ク 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
		ケ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
		コ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
サ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報		
(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う当該者に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1)のアからサまでに定める情報	
(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う当該者に対する職権による保護の変更に関する事務		
(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務		
(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う当該者に対する徴収金の徴収を含む。)に関する事務		

5 条例別表第2の5の項の事務	授業料等徴収規則第5条の規定による授業料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者の保護者（授業料等徴収規則第4条第1項の保護者をいう。以下この項において同じ。）に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該申請を行う者又は当該者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報
6 条例別表第2の6の項の事務	高校生等奨学給付金給付規程の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る保護者等（高校生等奨学給付金給付規程に規定する保護者をいう。以下この項において同じ。）に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該申請に係る高校生等（高校生等奨学給付金給付規程に規定する高校生等をいう。）又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
7 条例別表第2の7の項の事務	(1) 公立高校学び直し支援金交付要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者の保護者等（公立高校学び直し支援金交付要綱に規定する保護者をいう。以下この項において同じ。）に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報
	(2) 公立高校学び直し支援金交付要綱の規定に基づく収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該届出を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

(別表第4)(第5条関係)

左欄	中欄	右欄
<p>1 条例別表第3の1の項の事務</p>	<p>(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務</p>	<p>ア 外国人要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報</p> <p>イ 外国人要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報</p>
	<p>(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う当該者に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>(1)のア及びイに定める情報</p>
	<p>(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う当該者に対する職権による保護の変更に関する事務</p>	
	<p>(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務</p>	
	<p>(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う当該者に対する徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p>	
<p>2 条例別表第3の2の項の事務</p>	<p>授業料等徴収規則第5条の規定による授業料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	
<p>3 条例別表第3の3の項の事務</p>	<p>高校生等奨学給付金給付規程の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>ア 当該申請に係る高校生等(高校生等奨学給付金給付規程に規定する高校生等をいう。以下この項において同じ。)又は当該者の保護者等(高校生等奨学給付金給付規程に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。)に係る生活保護実施関係情報</p> <p>イ 当該申請に係る高校生等又は当該者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報</p>

情報政策課

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第58号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

情報政策課

住民基本台帳法に基づく知事保存本人確認情報の提供方法を定める規則をここに公布します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第59号

住民基本台帳法に基づく知事保存本人確認情報の提供方法を定める規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成20年長野県条例第32号)第3条第1号及び第2号の規定による知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)によるものとする。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

市町村課

長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第60号

長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

長野県個人情報保護条例施行規則(平成3年長野県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 代理人が開示請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別

第5条第1項を次のように改める。

条例第11条第2項の記録情報の本人又はその代理人であることを示す書類は、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であって当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するに足りるもの(やむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するため知事が適当と認める書類)で開示請求をする者の氏名が記載されているもの及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法定代理人が開示請求をする場合 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類

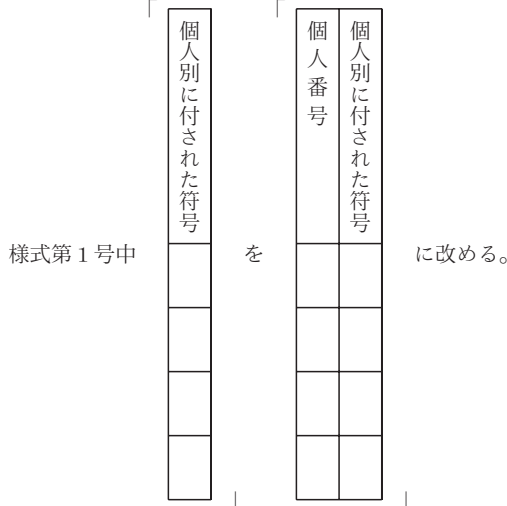
- (2) 委任による代理人が開示請求をする場合 特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書

第9条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別

第10条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 代理人が利用中止請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別



様式第2号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が開示請求をする場合には、」を「代理人が開示請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が開示請求をする場合には」に、

- 未成年者(年 月 日生) を
 成年被後見人
 法定代理人
 未成年者(年 月 日生) に改め、同様式
 成年被後見人
 委任による代理人(特定記録情報に限る。)

の注に次のように加える。

3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

様式第4号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が訂正請求をする場合には、」を「代理人が訂正請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が訂正請求をする場合には」に、

- 未成年者（ 年 月 日生）を
- 成年被後見人
- 法定代理人
 - 未成年者（ 年 月 日生）に改め、同様式
 - 成年被後見人
 - 委任による代理人（特定記録情報に限る。）

の注に次のように加える。

4 委任による代理人が請求する場合には、1及び2の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

様式第5号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が利用中止請求をする場合には、」を「代理人が利用中止請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が利用中止請求をする場合には」に、

- 未成年者（ 年 月 日生）を
- 成年被後見人
- 法定代理人
 - 未成年者（ 年 月 日生）に改め、同様式
 - 成年被後見人
 - 委任による代理人（特定記録情報に限る。）

の注に次のように加える。

3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

情報公開・法務課

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第61号

児童福祉法施行細則（昭和41年長野県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改める。

様式第4号中

性 別
男・女
男・女
男・女
男・女

を

に改める。

性 別	個人番号
男・女	
男・女	
男・女	
男・女	

様式第4号の2中

性 別
男・女
男・女
男・女
男・女

を

に改める。

性 別	個人番号
男・女	
男・女	
男・女	
男・女	

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

こども・家庭課

身体障害者福祉法施行細則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第62号

身体障害者福祉法施行細則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第1条 身体障害者福祉法施行細則(昭和35年長野県規則第34号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中 「殿」を 「殿」氏名(ふりがな) 年月日生(に、個人番号)

「新氏名(ふりがな) ()」を 「旧氏名(ふりがな) ()」を 年月日生

「新氏名(ふりがな) 旧氏名(ふりがな)」

15歳未満の児童の場合 新氏名(ふりがな) 旧氏名(ふりがな) 年月日生 個人番号

に、

「備考」欄を

「備考」欄

年月日 身体障害者手帳記載済 福祉事務所長 町村長 印 に改め、同様式の備考を次のように改

める。

- (備考) 1 15歳未満の児童の場合は、2の [] 欄に児童の氏名、生年月日及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。 2 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号中 「15歳未満の児童の氏名(ふりがな) 年月日生」を 「15歳未満の児童の氏名(ふりがな) 年月日生」 「個人番号 続柄(ただし、15歳未満の児童の場合)」

に、「(2) 紛失した。」を 「(2) 紛失した。」に改め、同様式の備考の2中「代つて」を「代わつて」に、「及び生年月日」を (4) その他 ()」

「生年月日及び個人番号」に、「記入する」を「記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がない」に改める。

様式第5号中「氏名」を「氏名(ふりがな)」に、「身体障害者手帳番号 県第号」を

「個人番号 身体障害者手帳番号 県第号」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第2条 生活保護法施行細則(平成8年長野県規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

氏名	氏名	個人番号

を

に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

地域福祉課
障がい者支援課

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月24日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 代理人が開示請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別

第5条第1項を次のように改める。

条例第11条第2項の記録情報の本人又はその代理人であることを示す書類は、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であって当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するに足りるもの（やむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するため教育委員会が適当と認める書類）で開示請求をする者の氏名が記載されているもの及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類とする。

(1) 法定代理人が開示請求をする場合 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類

(2) 委任による代理人が開示請求をする場合 特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書

第5条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第9条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別

第10条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3

号の次に次の1号を加える。

(4) 代理人が開示請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別

様式第1号中

個人別に付された符号	個人番号	個人別に付された符号

を

に改める。

様式第2号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が開示請求をする場合には、」を「代理人が開示請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が開示請求をする場合には」に、

未成年者（ 年 月 日生） を

成年被後見人

法定代理人

未成年者（ 年 月 日生）

成年被後見人

委任による代理人（特定記録情報に限る。）」

の注に次のように加える。

3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

様式第4号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が開示請求をする場合には、」を「代理人が開示請求をする

る場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が訂正請求をする場合には」に、

- 未成年者（ 年 月 日生）を
- 成年被後見人
- 法定代理人
 - 未成年者（ 年 月 日生）に改め、同様式
 - 成年被後見人
 - 委任による代理人（特定記録情報に限る。）

の注に次のように加える。

4 委任による代理人が請求する場合には、1及び2の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

様式第5号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が利用中止請求をする場合には、」を「代理人が利用中止請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人の利用中止請求をする場合には」に、

- 未成年者（ 年 月 日生）を
- 成年被後見人
- 法定代理人
 - 未成年者（ 年 月 日生）に改め、同様式
 - 成年被後見人
 - 委任による代理人（特定記録情報に限る。）

の注に次のように加える。

3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

教育政策課

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月24日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

教育政策課

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月24日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第10号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年長野県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項」を「、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項及び不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

生活環境課



長野県告示第608号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草7999の13、7999の14
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課